

計画の位置付け

①高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第1項に基づき都道府県が定める高齢者の居住の安定の確保に関する計画、市町は本計画に基づき市町計画を策定

②地域包括ケアシステムにより、高齢者が安心して自宅で暮らせるよう、「兵庫県住生活基本計画」における高齢者の住まいに係る施策と、「兵庫県老人福祉計画」における在宅福祉サービスに係る施策を連携して推進するための計画

【計画期間】

令和3～12年度(2021～2030年度)までの10年間(中間期に見直し)

ライフステージ毎に適時適切な施策を展開する。

等 身 体 機 能 の 傾 向	I 健康維持期 身体機能の維持に努めている	II 介護予防期 身体機能等が徐々に低下 介護等の予防に努めている	III 介護対応期 身体機能等の状況に応じて、 必要な介護サービス等を利用
	の 判 断 力 等 の 傾 向	大規模な住宅改修等が可能 バリアフリー化等への関心が低い 就業による収入があることなどによって貯蓄が増加する傾向にある場合が多い	大規模な住宅改修等を行う最後の機会 判断力があり自ら判断が可能 一定の貯蓄があるが、退職等により貯蓄の大幅な増加が見込めない場合が多い

目標 高齢者が健康で安心して自分らしく暮らせる居住環境の実現

高齢者の住まいを取り巻く課題

○高齢者に快適に住まうための住宅の確保

- 早期からの住宅のバリアフリー化や断熱性能の向上
- 高齢者に配慮した民間賃貸住宅の確保
- 改修に関する情報の更なる提供

○ニーズに応じた高齢者向け住宅の確保

- 地域の需要を考慮した適正な立地とサービス機能の提供
- 広さや設備など望ましい質の確保
- 選択に要する運営情報等の提供

○高齢者が住まいを自ら選択するための情報等の不足解消

- 住み替えに関する情報等の不足の解消
- 資金の確保など住み替えへの障害の排除

○自宅で住み続けるために必要なサービス等の環境の整備

- 家族以外の定期的な見守りサービス等を受けられ、緊急時の対応が可能な環境の確保
- 見守りサービス等の担い手となるアクティブシニア等の社会参加の場の確保
- 在宅で生活支援サービスや医療・介護サービスを受けられる環境の確保

重点的に推進する施策の方向及び主な施策

1 高齢者に適した住宅ストックの形成

(1) 高齢者に配慮した住宅性能の確保

- ・住宅のバリアフリー化を進めるための条例による規制誘導
 - ・高齢者に配慮した住宅改修(バリアフリー化、断熱化)に対する早期からの支援の検討
 - ・高齢者に配慮した住宅改修等に関する情報についてガイドライン等を活用しライフステージに応じた手法で周知
- 〔ライフステージ毎に想定される主な社会とのつながり
I: 職場、ボランティア II: 職場、ボランティア、地域サロン、ジム、診療所、病院 III: デイサービス、診療所、病院〕
- ・新築時の断熱化等促進に向けた長期優良住宅等の普及

(2) 良質な高齢者向け住宅の供給促進

- ・地域特性を踏まえた一定の住戸面積や設備を備えた望ましい居住水準のサ高住の供給への支援
- ・既存公社住宅を活用した高齢者向け賃貸住宅の供給の検討
- ・特養並みの介護サービスを提供する特定施設入居者生活介護の指定に必要なサ高住の整備への支援
- ・地域に必要な医療・介護サービス施設の併設への支援
- ・適正な人員配置等によるサービスの質の確保
- ・公営住宅のバリアフリー化の推進

2 高齢者のライフスタイルに合わせた住み替えへの支援

(1) 住み替えを容易にする情報提供や相談体制の整備

- ・高齢者向け住宅等に関する情報の一元的な発信及びライフスタイルに応じた関連情報(リバースモーゲージ等の金融手法、医療・介護サービス等)のライフステージに応じた手法による提供
- ・居住支援協議会による安否確認サービス等を実施している居住支援法人に関する情報提供
- ・地域包括支援センター等を通じた高齢者の住み替えに係る相談機能の強化の検討

(2) 既存住宅の売却や賃貸の促進

- ・建物状況調査(インスペクション)や瑕疵保険の普及など、消費者が安心して既存住宅を購入できる取引環境の整備
- ・自宅を賃貸する際の改修や若年・子育て世帯の取得、移住先の住宅改修等への支援

3 高齢者の在宅生活を支える多様なサービスの充実

(1) 高齢者が地域で自分らしく暮らすための仕組みづくり

- ・生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を促す生活支援コーディネーターの養成
- ・ガス、電気、新聞等事業者と県、社会福祉協議会等による地域見守りネットワークの構築
- ・特別養護老人ホーム等による地域の高齢者の見守りや生活支援の実施
- ・IoT技術等を活用した見守りサービス等の普及
- ・高齢者の持てる力を活かす場の確保

(2) 在宅サービスの充実強化

- ・定期巡回・随時対応サービスの普及促進
- ・小規模多機能型居宅介護事業所等の開設への支援
- ・公的賃貸住宅における医療・介護サービス施設等の併設

成果指標

高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能*及び断熱性能を有する住宅の割合

13.6%(H30) ⇒ 25%(R12)
※2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消

リフォームを行ったプレシニア世帯のうち、バリアフリー改修・断熱改修を行った世帯の割合

30.3%(H30) ⇒ 40%(R12)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅(サ高住、有料老人ホーム等)の割合

3.1%(R1) ⇒ 4.1%(R12)

居住支援法人による要配慮者(高齢者)への住宅あっせん件数[単年度]

198件(R2) ⇒ 600件(R12)

住宅取得世帯に占める既存住宅購入世帯の割合[単年]

41.3%(H30) ⇒ 60%(R12)

地域サポート施設の認定数*

71施設(R2) ⇒ 100施設(R5)

定期巡回・随時対応サービス事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所数*

110か所(R2) ⇒ 約300か所(R12)

*兵庫県老人福祉計画(第8期介護保険事業支援計画)において設定された指標と同じものであり、当該計画に変更があった場合は目標値も変更される。

(現計画)

成果指標の達成状況

(◎目標達成、○概ね順調、△やや下回る、▲ほぼ横ばい)

高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー*化率

46.2%(H25) ⇒ 80%(R7)

▲ 47.0%(H30実績)
※2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消

高齢者人口に対する高齢者向け住宅(サ高住、有料老人ホーム等)の割合

2.6%(H27) ⇒ 3.6%(R7)

○ 3.1%(R1実績)

セーフティネット住宅の登録戸数

なし(H29) ⇒ 7,000戸(R7)

◎ 23,026戸(R3.3月実績)

住宅流通量に占める既存住宅の割合

22%(H25) ⇒ 30%(R7)

▲ 24.1%(H30実績)

定期巡回・随時対応サービス事業所数

29か所(H27) ⇒ 180か所(R7)

△ 63か所(R1実績)

小規模多機能型居宅介護事業所数(看護小規模多機能型居宅介護を含む)

230か所(H27) ⇒ 346か所(R7)

○ 274か所(R1実績)